

埼玉西部環境保全組合事務局設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、埼玉西部環境保全組合（以下「組合」という。）管理者の権限に属する事務を処理させるため、事務局を設置する。

(組織)

第2条 前条の事務を分掌させるため、事務局に次の組織を置く。

庶務室

川角リサイクルプラザ

埼玉西部クリーンセンター

(委任)

第3条 組合の事務局の組織について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年8月24日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年5月12日条例第4号）

この条例は、令和4年12月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。